

令和6年度 滋賀県強度行動障害支援者養成研修基礎研修 — 受講者募集要項 —

1. 目的

行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受け入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところである。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることが知られている。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成、特に、強度行動障害がどのような背景から起こるのかを理解し、示された支援計画（手順書）に基づいて適切な支援を提供できる者の養成を目的に、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を実施する。

2. 受講対象者（受講要件）

滋賀県内の障害福祉サービス事業所等に従事し、以下の（１）か（２）のいずれかに該当する者で、研修の全日程を受講することが可能な者。

- （１）知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者
- （２）障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者

3. 募集定員 240名

4. 開催期間

以下の（１）オンライン講義、（２）参集型（集合型）講義・演習の両方の受講が必要

- （１）オンライン講義【共通】 ＊オンデマンド方式での開催

令和6年10月1日（火）午前10時～10月8日（火）午前9時の間に視聴する。

- （２）参集型（集合型）講義・演習【いずれかの日程のみ】

日程①から⑤のいずれか一日程

- | | |
|-----|----------------------|
| 日程① | 令和6年10月17日（木）、18日（金） |
| 日程② | 令和6年10月22日（火）、23日（水） |
| 日程③ | 令和6年10月24日（木）、25日（金） |
| 日程④ | 令和6年11月5日（火）、6日（水） |
| 日程⑤ | 令和6年11月7日（木）、8日（金） |

※ 上記日程の①から⑤のいずれの日程になるかは受講決定時にお知らせします。

自己選択はできませんので、①から⑤のいずれの日程にも対応できるように準備してください。

5. 開催場所・場所

(1) オンライン講義 … オンデマンド方式による個別受講

(2) 参集型(集合型)講義・演習 … 来場形式にて実施。会場は以下のとおり。

日程①	令和6年10月17日(木)、18日(金)	草津商工会議所(キラリエ草津内)
日程②	令和6年10月22日(火)、23日(水)	草津商工会議所(キラリエ草津内)
日程③	令和6年10月24日(木)、25日(金)	県庁東館
日程④	令和6年11月5日(火)、6日(水)	能登川コミュニティセンター
日程⑤	令和6年11月7日(木)、8日(金)	彦根商工会議所

6. オンライン(オンデマンド)研修について

オンライン研修は、オンデマンド方式にて行います。オンデマンド方式とは、定められた期間に事前に撮影された講義動画を配信し、それをご自身の都合の良い時間に事業所やご自宅からインターネットを通して受講する方式です。そのため、受講にはインターネット環境が整備されていることが必須となります。タブレットやスマートフォンの場合、画面サイズ等で受講に支障をきたす可能性もあるため、受講にはパソコン(Windows、macOS)の使用を推奨します。

7. 参集型(集合型)研修について

参集型(集合型)にて実施する場合は、一グループあたり6人程度の受講生による構成(予定)とします。

8. 内容

本研修の内容は、別紙「令和6年度 滋賀県強度行動障害支援者養成研修基礎研修 日程表」のとおりです。但し、講師や会場の都合等により一部、日程等に変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

9. 事後レポートについて

事後レポートも研修修了要件の一つです。**指定した期日までに課題等の提出がない場合は、受講を取り消すことがあります。**このことをご理解のうえ、お申し込みください。

なお、事後レポートの詳細については、受講決定者にお伝えします。

10. 募集期間(申込期限) ※入力フォームでの回答期限

令和6年7月1日(月)午前10時~7月16日(火)午後5時まで

※₁ 該当時間外に送信されたものは全て無効とします。

※₂ 該当時間外の誤送信を防止するため、なるべく該当時間外は入力フォームから回答できないようにしています。('回答受付は終了しました'と表示されます。)

※₃ 入力フォームの最初にご記入いただいたメールに確認メール(入力内容のコピー)が送信されます。メールが届かない場合は、申し込みができていません。その場合は、再度、手続きをお願いします。(電話による申し込み確認はご遠慮いただきますようお願いいたします。)

※₄ 同一の受講希望者名で複数回送信された場合は、最新のもの(最後に送信したもの)で受け付けます。それ以外のものは無効としますので、ご注意ください。(入力フォーム送信後に申し込み内容を修正する場合は、入力後に届く内容確認メールから修正フォームを開いて修正を行ってください。)

11. 受講申込方法

受講を希望する方は、下記の入力フォームより上記期間内にお申し込みください。

なお、申し込みは原則、法人や事業所からのみとします。所属先がなく、個人のスキルアップのための申し込みはできませんので、ご了承ください。

【入力フォームの申し込みステップ】

(1) 下にある入力フォームの URL をひらく。または QR コードを読み込む。

(2) 入力フォームの記載に従い、申し込み内容をフォームに入力する。

(3) 入力内容を確認の上、送信する。

※各項目の説明をよくお読みの上、入力をお願いします。

(4) 送信完了。

※入力フォームの最初にご記入いただいたメールに確認メール(入力内容のコピー)が送信されます。メールが届かない場合は、申し込みができていません。その場合は、再度、手続きをお願いします。

(5) 入力フォームの送信をもって受講申し込み完了となる。

※電話による申し込み確認や入力内容の修正依頼等のご遠慮ください。

(入力フォーム送信後に申し込み内容を修正する場合は、入力後に届く内容確認メールから修正フォームを開いて修正を行ってください。)

■入力フォーム(URL)

<https://forms.gle/st7kUDV4TW7BZDiG9>

■入力フォーム(QRコード)



12. 受講者の選考・決定

受講決定は、先着順ではありません。募集締め切り後、厳正なる選考の結果、滋賀県が受講者を決定します。受講の可否については、「受講決定(不決定)通知書」にてお知らせします。通知書の発送は所属事業所宛に令和6年8月下旬頃を予定しております。(選考や発送準備の都合上、予定より遅れることもありますので、予めご了承ください。)

電話やメール、FAX にて選考結果をお伝えすることはできません。選考結果に関するお問い合わせはお控えください。

13. 受講料 3,000円

受講料は「受講決定通知書」に示す期日までに必ずお振り込みください。振込先等は受講決定者にお知らせします。

お振込み後の返金は、いかなる場合もできませんのでご了承ください。

<受講料の請求書発行について>

令和5年10月1日以降の消費税インボイス制度導入にあたり、受講決定者のすべての方に対して受講料の請求書(登録番号記載のもの)を送付させていただきます。

14. 個人情報の取扱いについて

受講申込書により知り得た申込者の個人情報については、本研修の連絡に使用するほか、受講修了者については名簿を作成し、滋賀県に報告すること以外の用途で使用することはありません。

なお、研修中において受講者間の連携や交流を図るとともに、研修に必要なグループ編成を受講者に周知するために、受講者氏名および所属事業所等を掲載した名簿を作成の上、掲示または配布する場合があります。

15. 滋賀県外からの受講申込について

滋賀県外に所在する事業所等からの受講申込は受け付けません。

16. 問い合わせ先

(1) 受講要件や実務要件、研修体系や加算等に関すること

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係

TEL 077-528-3544（平日のみ：午前8時30分～午後5時15分）

(2) 受講申込方法や入力フォームに関すること

滋賀県障害者自立支援協議会事務局

TEL 0748-46-8007（平日のみ：午前9時00分～午後5時00分）

※研修運営等で事務所を不在にしていることもあります。

その他、申し込みにあたり特別な配慮が必要な場合は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係までメールにてご相談ください。

（企画・指導係）ec00@pref.shiga.lg.jp

17. 研修事務局

滋賀県障害者自立支援協議会事務局

〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837-2

TEL 0748-46-8007（平日のみ：午前9時00分から午後5時00分）